

③日本看護協会が認定している看護系大学院の「慢性疾患看護」の専門看護師教育課程

(問10) 区分番号B008薬剤管理指導料の2の算定対象となる「特に安全管理が必要な医薬品」のうち免疫抑制剤には、トリズマブ及びアダリムマブが含まれるのか。

(答) そのとおり。

【検査】

(問11) 遺伝カウンセリング加算の施設基準の1つに、「遺伝カウンセリングを年間合計20例以上実施していること」とあるが、当該加算の届出様式23の記載上の注意2には、「新規届出の場合は届出前3ヶ月間の件数を記入すること」となっている。この場合、3ヶ月間で5例以上遺伝カウンセリングを実施していれば要件を満たすこととなるのか。

(答) そのとおり。

(問12) 区分番号D023の2クラミジアトラコマチス核酸同定検査においては、S D A法以外の方法では咽頭からの検体では算定できないのか。

(答) 算定可能。

(問13) 区分番号D023の2クラミジアトラコマチス核酸同定検査においては、核酸ハイブリダイゼーション法やハイブリッドキャプチャー法は算定可能か。

(答) 算定可能。

【画像】

(問18) 画像診断管理加算2は「8割以上の読影結果が（2）に規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに当該患者の診療を担当する医師に報告されていること」（保医発第0305003号）が要件であるが、全ての画像診断を「（2）に規定する医師」が読影する必要があるのか。

(答) その必要はない。

(問19) 区分番号E200コンピューター断層撮影の注4冠動脈CT撮影加算及び心臓MRI撮影加算について、画像診断管理加算2の基準を満たしていないが、当該画像診断を行うに十分な体制がとられている場合、算定できなのか。

(答) 画像診断管理加算1を算定しており、かつ、循環器疾患を専ら担当する常勤の医師（専ら循環器疾患の診療を担当した経験を10年以上有するもの）又は画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの）が合わせて3名以上配置されている医療機関においては、画像診断管理加算2に関する施設基準に準じるものであり、当該施設基準を満たすものとして差し支えない。

【注射】

(問20) 通則6に規定されている外来化学療法加算について、「G000皮内、皮下及び筋肉内注射」、「G001静脈内注射」又は「G005中心静脈注射」により化学療法を行った場合においても算定できるのか。

(答) この他の算定要件を満たしているのであれば、算定できる。

【リハビリ】

(問21) 疾患別リハビリテーションを算定している患者にリハビリテーション総合計画書を作成した際にもリハビリテーション実施計画書が必要なのか。

(答) 従来通りリハビリテーション総合計画書を作成している場合には必要ない。